



サトイモって
こうやって
収穫するんですね！

Q 開業前にどんな準備をされましたか？

開業にあたっては、客室とする部屋の畳の張り替えと空調機の設置を行いました。これらの経費は、市の「農林漁家民宿開業事業費補助金」を活用し、その半額と簡易宿所営業許可に係る許認可申請費用の全額が補助されました。

また、各種申請手続きの補助や申請先の検査などに、鹿屋市観光協会のスタッフに立ち会ってもらったなど、安心して開業の手続きを進めることができました。



客室の和室と共用スペースのリビング。各部屋での火災報知機の設置と避難経路の確保は必須。

Q これからの夢などを教えてください

今後もお客様にくつろいでいただける空間作りを目指していきたいと思っています。そして気負わずに、お客様との交流や共同調理などを楽しんでいきたいです。

農家民宿に興味があっても、一般の方を自宅に泊めることに気が引ける方もいらっしゃると思います。おもてなしの心があれば、大丈夫です。皆さんもまずはご相談されてはいかがでしょうか。



**教えて！
農家民宿
の魅力**

農家民宿とは、自宅等で宿泊と農山漁村ならではの余暇活動を提供し、宿泊料等を得ることができる民宿のこと。今回その魅力を探るべく、市の「観光PRリポーター」として10月に着任した政岡亜果隊員が、市内で農家民宿を営むお宅取材しました。

市ふるさとPR課 Tel. 0994-31-1121

Q 農家民宿の魅力などを教えてください

昨年農家民宿を開業したばかりで、宿泊者数はまだ多くありませんが、宿泊いただいたお客様には、私たちが普段生活しているありのままの日常を、無理のない範囲で体験してもらっています。

お客様は皆さん十人十色です。最近では、県外から子ども連れのご家族がネット予約で宿泊されたり、若い女性2人組がC&Kのライブのために宿泊されたりと、私たちも様々なお客様との交流を楽しんでいます。うれしいのは、提供する料理を喜んで食べてもらえた時ですね。

Q 農家民宿を開業したきっかけは？

以前から、「からも交流」や外国人研修生など、ボランティアでの宿泊受け入れを経験していました。また、今は教育旅行での民泊も受け入れています。このような経験を生かして、自分でも農家民宿を開業できるのではないかと考えたのが、一番のきっかけです。

地域おこし協力隊としての抱負

鹿屋に来てから1か月。人の温かさと食べ物のおいしさに驚く毎日です。今回の取材でも、大塚さんの優しさと初めて食べた塩ゆで落花生に感動し、ますます鹿屋が好きになりました。

これから、市内各地を回ってたくさんの方に出会い、色々な体験をしていきたいです。そして自分で感じた鹿屋の魅力について、イベントやメディアなどで発信していきたいと思っています。市民の皆さん、よろしくお願ひします！



うちで採れた
だきしよと
お芋をどうぞ！



観光PRリポーター（地域おこし協力隊員）
政岡 亜果 隊員（22歳）
鹿児島市でモデルや歌などの芸能活動をする中で、「地方を盛り上げたい」と市の協力隊員に応募。今年10月から鹿屋市に移住し、若者・女性目線でのPRに励んでいる。



平成30年1月に、自宅で農家民宿「くしらの宿 四季彩」を開業。宿名は自身が自然や四季の移ろいが好きであることから命名。自宅近くの畑では、サツマイモ、サトイモ、落花生などを育てている。



自宅で農家民宿を開業した
大塚 ルミ子 さん
(串良町岡崎)



**教育旅行の民泊受入
家庭も募集しています**

都市部から鹿屋を訪れる修学旅行生を受け入れて、一緒に感動を共有しませんか。生徒3~4人の受け入れ(1泊~2泊)で、体験料が支給されます。



農家民宿の免許がなくても受け入れができます。お気軽にご連絡ください。
鹿屋市観光協会 Tel. 0994-41-7010

市内の農家民宿



- 癒しの宿もみじ (上高隈町)
- 民宿柿の木 (下高隈町)
- やまでら鉱泉セカンドハウス 憩 (上祓川町)
- 民宿しろみず (白水町)
- 山ちゃん家 (新川町)
- 民宿もんちゃん (南町)
- くしらの宿四季彩 (串良町岡崎)
- 光と風のガーデン (串良町有里)
- 農家民宿「元気印の菜園畑」(吾平町上名)



開業支援があります

●補助対象となる経費 (上限 10万円)

- 簡易宿所営業許可に係る許認可申請費用
- 旅館業法及び食品衛生法の規定による営業許可取得に必要な家屋等の改修費用の2分の1以内
- ※自宅以外に体験民宿を開業する場合は上限30万円

●補助対象者

市内に居住し農家民宿を開業しようとする人で、開業後に鹿屋市観光協会に5年以上入会し、事業を継続する見込みのある人



農家民宿とは？

●農家民宿の主な要件

- 自宅が一軒家で、その一部を客室として使用できる建物であること
 - 客室の床面積が33㎡未満であること など
 - ※農林漁業を営んでいない人でも旅館業の営業許可を取得し開業できます。
 - ※要件や支援の詳細などはお問い合わせください。
- 市ふるさとPR課 Tel. 0994-31-1121